

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例(23) …… 2

江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(24) …… 2

江東区職員の結核休養に関する条例の一部を改正する条例(25) …… 10

江東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例(26) …… 10

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(27) …… 10

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(28) …… 11

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(29) …… 11

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(30) …… 13

江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(31) …… 13

江東区人事行政の運営等の状況の公表に江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(32) …… 14

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(33) …… 18

◎規 則

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(69) …… 24

江東区契約事務規則の一部を改正する規則(70) …… 27

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(71) …… 27

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(72) …… 31

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(73) …… 31

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(74) …… 32

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(75) …… 32

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(76) …… 32

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(77) …… 33

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(5) …… 33

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(6) …… 33

◎告 示

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(274) …… 34

第3回区議会定例会の招集について(275) …… 34

建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一団地の認定について(278) …… 35

保管自転車の処分について（令和4年8月下旬）(282) …… 35

建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定取消しについて(283) …… 35

建築基準法第86条第2項の規定に基づく一団地の認定について(284) …… 36

都市計画の案について(286) …… 36

都市計画の案について(287) …… 36

都市計画の案について(288) …… 36

都市計画の案について(289) …… 37

都市計画の案について(290) …… 37

都市計画の案について(291) …… 38

都市計画の案について(292) …… 38

保管自転車の処分について（令和4年9月上旬）(293) …… 38

指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止について(296) …… 38

道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表及び道路掘削復旧費徴収単価表の改定について(297) …… 38

令和4年度高齢者インフルエンザ予防接種の告示について(298) …… 45

令和4年度における会計年度任用職員の報酬の額の告示について(299) …… 53

保管自転車の処分について（令和4年9

月下旬) (304) 54

◎告 示 (教)

令和 4 年第 4 回江東区教育委員会臨時会の
招集(16) 55

◎区 議 会

区議会議決事項 (令和 4 年第 3 回定例会) ... 56

条	例
---	---

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 3 号

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関
する条例の一部を改正する条例

江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例 (平成 1 7 年 3 月江東区条例第 1 号) の一部
を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条
の 4 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正
する条例を公布する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 4 号

江東区職員の定年等に関する条例の一部を
改正する条例

江東区職員の定年等に関する条例 (昭和 5 9 年
3 月江東区条例第 1 号) の一部を次のように改正
する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 定年制度 (第 2 条—第 5 条)
- 第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制 (第 6 条—
第 1 3 条)
- 第 4 章 定年前再任用短時間勤務制 (第 1 4
条・第 1 5 条)
- 第 5 章 雑則 (第 1 6 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第 2 8 条の 2 第 1 項から第 3 項ま
で及び第 2 8 条の 3」を「。以下「法」とい
う。) 第 2 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 2 条
の 5 第 1 項、第 2 8 条の 2、第 2 8 条の 5、第 2
8 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 2 8 条の
7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「6 0 年」を「6 5 年」に改め、同条
ただし書を削る。

第4条第1項中「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該職務を」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、江東区職員の給与に関する条例(昭和30年4月江東区条例第7号)第11条第1項に規定する職員が占める職(別表第1に掲げる施設等に勤務する医師及び歯科医師(江東区職員の給与に関する条例第6条第1項第2号アに規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員)が占める職を除く。)及び江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月江東区条例第48号)第10条第1項に規定する職員が占める職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第12条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に掲げる標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合においては、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してや

むを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 4 項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができ

ない。

- 3 任命権者は、第 1 項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第 1 1 条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させることができる。

- 4 任命権者は、第 1 項若しくは第 2 項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第 2 項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前 3 項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第 10 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、

当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（第9条第3項又は第4項の規定による任用）

第11条 第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第12条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をさせる場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第13条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、その職員を他の職への降任等をさせるものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

第14条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この章において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による採用（以下この条において

「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

3 年齢60年以上退職者が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用に係る勤務地
- (4) 定年前再任用をされた場合の給与
- (5) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第15条 任命権者は、前条第1項本文の規定によるほか、組合（特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条（第1項本文を除く。）の規定を準用する。

第5章 雑則

第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。附則に次の3項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間において、江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 9 月江東区条例第 24 号）による改正前の江東区職員の定年等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第 3 条ただし書に規定する職員に対する第 3 条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65 年」とあるのは、「65 年」とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧条例第 3 条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表第 1 中「第 3 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 条及び第 13 条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第 2 条 江東区職員の再任用に関する条例（平成 13 年 3 月江東区条例第 5 号）は、廃止する。

（準備行為）

第 3 条 第 14 条第 4 項及び附則第 5 条第 5 項の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（勤務延長に関する経過措置）

第 4 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の江東区職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の江東区職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 項各号に掲げる事由があると認めるときは、特別区人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第 2 条に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年（新条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年が新条例第 3 条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新条例第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

3 新条例第 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、

第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

- 第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第8条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第15条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
 - (6) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 3 前2項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（以下この項及び次項において「法」という。）第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。
- 4 定年退職者等（第1項各号及び第2項各号に掲げる者をいう。）が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
 - (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
 - (3) 暫定再任用に係る勤務地
 - (4) 暫定再任用をされた場合の給与
 - (5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 6 第1項若しくは第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範

囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

7 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項、次条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 7 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 8 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 6 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、組合（新条例第 1 5 条第 1 項に規定する組合をいう。次項及び附則第 8 条において同じ。）における前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 8 項までの規定を準用する。

第 7 条 任命権者は、新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 5 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第 1 4 条第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤

務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年

（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第 1 項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、任命権者は、新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 5 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第 2 項及び附則第 1 2 条において同じ。）に達しているもの（新条例第 1 4 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、附則第 5 条第 3 項から第 8 項までの規定を準用する。

第 8 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、新地方公務員法第 2 2 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における附則第 5 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、任命権者は、

前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(新条例第15条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第8項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第10条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第11条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5条から第8条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第12条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第14条第1項に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、

新条例第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第 14 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

(令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項の条例で定める年齢)

第 13 条 令和 3 年改正法附則第 2 条第 3 項の条例で定める年齢は、年齢 60 年とする。

江東区職員の結核休養に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 9 月 20 日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第 25 号

江東区職員の結核休養に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の結核休養に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第 3 号中「地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用されている職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の江東区職員の結核休養に関する条例第 2 条第 2

号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

江東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 9 月 20 日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第 26 号

江東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の懲戒に関する条例（昭和 30 年 4 月江東区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「範囲で」の次に「その発令の日に受ける」を、「除く。）」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の 5 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 9 月 20 日

江東区長 山崎孝明

◎江東区条例第 27 号

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例（平成 14 年 3 月江東区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用されている職員」を「第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同項第 2 号中「地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第 3 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 江東区職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含

む。)を延長された管理監督職を占める職員
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月20日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第28号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年7月江東区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 江東区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月20日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第29号

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月江東区条例第25号）の一部を

次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合にあって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更

新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 3 第 3 号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 4 各号列記以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日(当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児

休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第 7 号に掲げる事情に該当するときは第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては第 3 号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号を同条第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第 2 条の 4 に次の 1 号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第 2 条の 5 を削る。

第 3 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同条第 8 号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期に」、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「に伴い、当該任期の末日」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 3 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、5 7 日間とする。

第2条 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2項」を「同条第2項」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 江東区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条第2号中「第2項」を「同条第2項」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第2条第3号に掲げる職員

第14条第2号中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び附則第3項の規定 令和5年4月1日

(2) 附則第4項及び第5項の規定 公布の日（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の江東区職員の育児休業等に関する条例第3条第5号に規定する書面により任命権者に申し出た職員に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第2条の規定による改正後の江東区職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

（施行前の準備）

4 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第35号）による改正前の地方公務員の

育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしたことがある職員からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

5 第1条の規定による改正後の江東区職員の育児休業等に関する条例第2条第3号ア、第2条の3第3号、第2条の4又は第3条第7号に新たに該当する者からの育児休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月20日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第30号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月江東区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書及び同条第2項、第5条第2項、第13条第1項並びに第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年9月20日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 3 1 号

江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年 1 1 月江東区条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 2 項」を「同法第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 3 2 号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年 4 月江東区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 7 項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第 8 項を次のように改める。

- 8 地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 7 条の 3 を削る。

第 1 7 条第 4 項及び第 2 0 条第 2 号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第 2 7 条第 3 項、第 2 7 条の 4 第 3 項及び第 2 7 条の 7 第 2 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第 8 項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「同表の」を「第 7 条第 8 項の規定により算出した」に改める。

附則に次の 8 項を加える。

- 1 0 当分の間、職員の給料月額は、その者が 6 0 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 1 2 項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額（その額に、5 0 円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数がある場合はこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 1 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
 - (2) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員
 - (3) 地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により同法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同法第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職を占める職員
 - (4) 地方公務員法第 2 8 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同法第 2 8 条の 6 第 1 項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 1 2 地方公務員法第 2 8 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 1 4 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 1 0 項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項にお

いて「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

13 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、附則第10項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

15 附則第12項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

16 当分の間、附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する江東区職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号。以下「給与条例」という。）附則第10項の規定による場合のほか、職員」と、同条

例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第10項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例附則第10項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例附則第10項の規定による降給は、この限りでない」とする。

17 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項及び第12項の規定による給料月額その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	1	2	2	2	3	3
	9	3	6	8	1	7
	7	1	9	7	1	8
	,	,	,	,	,	,
	3	8	6	4	6	6
	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

別表第1イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	2 1	2 2	2 4	2 7
	2, 0	3, 2	4, 0	4, 7
	0 0	0 0	0 0	0 0

別表第2アの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	2 9 4,	3 5 5,	4 1 6,
	5 0 0	3 0 0	1 0 0

務 職				
員				

別表第 2 イの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年		基準	基準	基準	基準	基準
前 再		給料	給料	給料	給料	給料
任 用		月額	月額	月額	月額	月額
短 時		1 9	2 3	2 6	2 8	3 1
間 勤		9,	3,	9,	7,	1,
務 職		8 0	6 0	4 0	0 0	6 0
員		0	0	0	0	0

別表第 2 ウの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年		基準	基準	基準	基準	基準
前 再		給料	給料	給料	給料	給料
任 用		月額	月額	月額	月額	月額
短 時		2 0	2 3	2 6	2 8	3 1
間 勤		4,	4,	9,	7,	1,
務 職		0 0	8 0	4 0	0 0	6 0
員		0	0	0	0	0

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 1 項及び第 1 2 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 1 0 項から第 1 7 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号。以下「令和 3 年改正法」という。）附則第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

3 令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 5 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 4 第 1 項又は第 2 2 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例附則第 8 項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が

定める額を加算した額）とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 8 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5 令和 3 年改正法附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年 3 月江東区条例第 8 号）第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例附則第 8 項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 1 7 条第 4 項及び第 2 0 条第 2 号の規定を適用する。

7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第 2 7 条第 3 項の規定を適用する。

8 改正後の条例第 2 7 条の 4 第 1 項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第 3 項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第 1 項若

- しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。
- 9 江東区職員の給与に関する条例第11条の2から第13条まで、第13条の3及び第27条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。（委任）
- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。
（江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 11 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月江東区条例第4号）の一部を次のように改正する。
附則第5項から第8項までを次のように改める。
- 5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。
- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。
- 8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に限る。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の再任用職員の項に掲げる給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。
- 12 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年11月江東区条例第50号）の一部を次のように改正する。
附則第4項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。
- 13 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月江東区条例第4号）の一部を次のように改正する。
附則第8項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員の欄に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額」に改め、「加算した額」の次に「（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月江東区条例第8号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間

で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。））（改正後の条例附則第 8 項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）」を加える。

附則中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項を第 1 5 項とする。

附則第 1 3 項中「附則第 1 0 項」を「附則第 1 1 項」に改め、同項を附則第 1 4 項とする。

附則中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 9 項から第 1 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 9 月 2 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 3 3 号

江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の退職手当に関する条例（昭和 3 2 年 3 月江東区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「区に常時勤務する職員で次の各号に掲げる者」を「次に掲げる職員」に改め、同項各号中「される職員」の次に「のうち、常時勤務を要するもの」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 給与条例第 2 3 条第 1 項に定める給与を支給される職員（以下「育児休業に伴う臨時的任用職員」という。）のうち、その勤務形態が前 2 号に掲げる職員に準ずるもの

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項第 3 号に規定する勤務形態が同項第 1 号

及び第 2 号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下「規則」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が 1 8 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第 2 条第 3 項を削る。

第 3 条第 1 項ただし書中「職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの（以下「任期の定めのない職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

(2) 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの（以下「任期の定めのある職員」という。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

(3) 前条第 1 項第 3 号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

(4) 前条第 1 項第 3 号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつたとき。

第 3 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定による場合のほか、前条第 1 項第 3 号に掲げる職員のその月の勤務日数（常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。）が 1 8 日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第 1 項ただし書の規定にかかわらず、同項第 4 号に規定する再び育児休業に伴う臨時的任用職員となつた者のその月の勤務日数が 1 8 日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給

する。

第7条第1項中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「勸しよう」を「勸奨」に改める。

第7条の3中「10年」を「15年（給与条例第6条第1項第2号に規定する医療職給料表（一）（以下「医療職給料表（一）」という。）の適用を受ける職員にあっては、10年とする。）」に改める。

第8条中「第7条第1項」の次に「、次条」を加え、「の規定により計算した額」を「及び第10条の規定により計算した額の合計額」に改める。

第9条第1項中「、第5条から第7条」を「、第5条から第7条の4」に改め、同条第2項中「、第5条から第7条」を「、第5条から第7条の4」に改め、「受けていた期間」の次に「（江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から江東区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）」を加える。

第10条第4項中「第1号から第8号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第9号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」「現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月江東区条例第8号）第4条及び第5条の規定による週休日、同条例第10条及び第11条の規定による休日、同条例第12条第1項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日をいう。）」に改め、同項第9号中「育児短時間勤務等」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第10号とし、同項第8号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第

110号）」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

第10条の次に次の1条を加える。

（他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額）

第10条の2 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第28条の5第3項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の規則で定める職員（以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前条の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、規則で定める日）において退職をしたものとして同条の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同条の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が2以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。

第11条第2項中「月数」の次に「（第2条第1項第3号に掲げる職員にあっては、引き続きた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月の月数）」を加え、同条第3項中「その者が退職の日又はその翌日に再び職員となった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となったとき。
- (2) 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となったとき。
- (3) 第2条第1項第3号に掲げる職員が退職した場合（第3条第2項又は第3項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又は育児休業に伴う臨時的任用職員となったとき。

(4) 育児休業に伴う臨時的任用職員(第2条第1項第3号に掲げる職員を除く。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び育児休業に伴う臨時的任用職員となったとき。

第11条第4項中「前条第4項」を「第10条第4項」に改め、同条第5項中「東京都の」を「都職員等(東京都の)に、「(規則で定める者を除く。)(以下「都職員等」という。)」を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給対象であったものをいう。以下同じ。)」に、「その他の地方公務員及び規則法人」を「規則で定める者を除き、その他の地方公務員及び規則法人」に、「なったもの」を「なった者」に改める。

第13条第2項中「者で」の次に「常時勤務を要する」を加え、「(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「当該退職」を「当該退職」に、「期間」とするを「期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、区長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第8項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条中「職員が」を「職員(規則で定める者を除く。)が」に改め、同条ただし書中「とき」の次に「その他規則で定めるとき」を加える。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任

用短時間勤務職員」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第3条第1号中「まで」の次に「(附則第11条第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第9条中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(職員の定年の引上げに伴う経過措置)

- 第11条 当分の間、第6条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「又は第8条」とあるのは、「第8条又は附則第11条第1項」とする。
- 2 前項の規定は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
- 3 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「60歳に」と、「その者に係る定年から15年(給与条例第6条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあっては、10年とする。)を減じた年齢」とあるのは「50歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。
- 4 当分の間、医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の者で、60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第7条の3の規定の適用については、同条中「規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で規則で定めるもの、規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「60歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から15年(給与条例第6条第1項第2号に規定する医療職給料表(一)(以下「医療職給料表(一)」という。)の適用を受ける職員にあっては」に改める。

ては、10年とする。）を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」とあるのは「100分の2」とする。

- 5 給与条例附則第10項又は江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 6 当分の間、給与条例附則第10項又は江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第7条の4第1項の規定の適用については、同項第1号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「7割措置前給料月額（その者が給与条例附則第10項又は江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用（以下「7割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該7割措置により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「7割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額を」とあるのは「7割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「7割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額（その者の7割措置日前におけるその他の措置（給料月額の減額改定以外の理由による措置のうち7割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が7割措置前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（その者が7割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。）の7割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が7割措置日後の特定減額前給料月額（その者の7割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減

額前給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第5条から第7条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（以下「7割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に7割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が7割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における7割措置前給料月額が7割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。））並びに7割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となった7割措置日前の特定減額前給料月額が7割措置前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第2号イ中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「7割措置後の退職手当の基本額の7割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に7割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は7割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、7割措置前の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合とする。）」とする。

- 7 第4項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第1号	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の7割措置前給料月額」という。）
	及び7割措置日前の特定減額前給料月額	並びに7割措置日前の特定減額前給料月額及び7割措置日前

		の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額」という。)
	の7割措置日前の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日前の特定減額前給料月額
	及び7割措置日後の特定減額前給料月額を	並びに7割措置日後の特定減額前給料月額及び7割措置日後の特定減額前給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額(以下「割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額」という。)を
	7割措置前給料月額に	割増後の7割措置前給料月額に
附則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の2を乗じて得た額の合計額に、
附則第11条第6項の規定により読み替えて適用する第7条の4第1項第2号イ	の7割措置日後の特定減額前給料月額	の割増後の7割措置日後の特定減額前給料月額
	7割措置前給料月額	割増後の7割措置前給料月額

8 当分の間、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員(附則第8条の規定の適用を受ける者を除く。)に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「第7条の4まで」とあるのは「第7条の4まで(附則第11条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が最も長期間にわたり支給

受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは、「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する規則で定める額(同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合(以下「特定日前に係る支給割合」という。))を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額(退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額)と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

9 当分の間、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例附則第7条第1項の規定の適用を受ける職員に対する第9条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項(附則第11条第3項、第4項及び第6項から第8項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、「退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間(江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から江東区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。)を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは「その者が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)の前日におけるその者の

教職調整額の額に、同日までの当該教職調整額を受けていた期間（江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から江東区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間のうち、特定日の前日までのものに限る。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間（江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例に規定する園長及び副園長の職にあった者から江東区立幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第3条第1項の規定の適用を受ける者となったものにあつては、その適用を受けた日から退職の日まで継続して同項の規定の適用を受けていた期間に限る。）を第5条から第7条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第7条及び第8条の改正規定、第9条の改正規定（「、第5条から第7条」を「、第5条から第7条の4」に改める部分に限る。）、第11条の改正規定（「前条第4項」を「第10条第4項」に改める部分を除く。）、第13条、第14条及び附則第9条の改正規定並びに次項、第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江東区職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和5年3月31日までの間に限り、同条第1項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定に

より採用された職員に対する改正後の条例第2条第1項の規定の適用については、同項第1号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。

- 4 改正後の条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。
- 5 改正後の条例附則第9条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

規 則

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 4 年 9 月 1 2 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 6 9 号

江東区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

江東区歯科技工士法施行細則（平成 9 年 3 月江東区規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。
別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

殿

住 所
開設者
氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕
電話番号 ()
FAX番号 ()

歯科技工所開設届

歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1	名 称			
2	開 設 場 所	電話番号 ()	FAX番号 ()	
3	開 設 年 月 日	年	月	日
4 管 理 者	氏 名			
	住 所	電話番号 ()	FAX番号 ()	
	免許の種別、番号及び登録年月日	種 別 : 歯科医師・歯科技工士	第 号	年 月 日
5	業務に従事する者の氏名等			
	種 別	氏 名	免許番号及び登録年月日	リモートワークを行う場合は、その場所の所在地及び電話番号
	歯科医師・歯科技工士		第 年 月 日	
	歯科医師・歯科技工士		第 年 月 日	
	歯科医師・歯科技工士		第 年 月 日	
6	建物の構造概要及び平面図(別添)		歯科技工所 面積 m ² 造 階建 歯科技工所の構造設備の詳細は裏面のとおりに	

(裏面)

歯科技工所の構造設備		
項 目	歯科技工士法 施行規則	状 態
① 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている	第13条の2第1号	有・無
※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり。 <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 石膏トラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス <input type="checkbox"/> 防塵用マスク <input type="checkbox"/> 模型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 吸塵装置(室外排気が望ましい。) <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 材料保管棚(保管庫) <input type="checkbox"/> 薬品保管庫		
② 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる	第13条の2第2号	適・否
③ 手洗い設備を有している	第13条の2第3号	有・無
④ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている	第13条の2第4号	適・否
⑤ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している	第13条の2第5号	適・否
⑥ 照明及び換気が適切である	第13条の2第6号	適・否
⑦ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである	第13条の2第7号	適・否
⑧ 出入口及び窓は、閉鎖できるものである	第13条の2第8号	適・否
⑨ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している	第13条の2第9号	有・無
⑩ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている	第13条の2第10号	有・無
⑪ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している	第13条の2第11号	有・無
⑫ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している	第13条の2第12号	有・無
⑬ リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じている	第13条の2第13号	有・無
添付書類 1 管理者である歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し及び顔写真付きの職歴書(免許証は本証を提示すること。) 2 業務に従事する歯科医師及び歯科技工士の免許証の写し(本証を提示すること。) 3 開設者が法人の場合は、定款(寄付行為)及び登記事項証明書 4 敷地の平面図及び附近の見取図 5 歯科技工所の平面図(機械、器具等の配置を記入すること。) (注) リモートワークの対象となる業務は、開設場所以外の場所においてコンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計等(切削加工、研磨等を除く。)とする。		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区歯科技工士法施行細則の別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月15日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第70号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則

江東区契約事務規則（昭和39年3月江東区規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第19条第2項中「需給」を「、需給」に改める。

第25条中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に、「もつて」を「もって」に改める。

第30条第1項中「10分の7」を「100分の75」に改める。

第50条第1項中「附則第7条」を「附則第7条第1項」に改める。

第50条の2第1項中「附則第7条」を「附則第7条第1項」に、「附則第3条第2項」を「附則第3条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の江東区契約事務規則第30条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は入札事項の通知を行う契約について適用し、同日前に入札の公告又は入札事項の通知を行った契約については、なお従前の例による。

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月20日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第71号

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年3月江東区規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の4の見出し中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改め、同条中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に、「、前条」を「、前条第1号」に、「第2条第3号イ」を「第2条第3号イ(ア)」に、「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第3号ア(ア)」に、「、「1歳」を「、同条第2号中「1歳」に改め、同条を第1条の5とする。

第1条の3の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第1号中「第3条第6号」を「第3条第5号」に、「第2条第3号イ」を「第2条第3号イ(ア)」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

第1条の3を第1条の4とする。

第1条の2の次に次の1号を加える。

(条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情)

第1条の3 条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げるものとする。

第2条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業（条例第2条の3第2号に規定する地方等育児休業をいう。以下同じ。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休

業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)) 以前の日である場合

- (3) 条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の 1 歳 6 か月到達日 (条例第 2 条第 3 号ア (ア) に規定する 1 歳 6 か月到達日をいう。) 以前の日である場合

第 2 条第 2 項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第 3 条第 8 号」を「第 3 条第 7 号」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第 5 条 育児休業の期間の延長の請求は、システムに必要事項を記録することにより行い、条例第 3 条第 7 号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の 1 月 (次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2 週間) 前までに行うものとする。ただし、システムにより難しい場合は、育児休業承認請求書により行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第 3 条の 2 に規定する期間内にしている育児休業 (当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)
- (2) 条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (3) 条例第 2 条の 4 の規定に該当してしている育児休業

2 第 2 条第 2 項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第 8 条第 2 項ただし書中「別記第 3 号様式」を「別記第 2 号様式」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(条例第 8 条第 6 号の育児短時間勤務に係る計画書の提出)

第 10 条 条例第 8 条第 6 号の書面は、育児短時間勤務計画書 (別記第 3 号様式) とする。

- 2 育児短時間勤務計画書は、条例第 10 条に規定する請求と同時に提出するものとする。
- 3 育児短時間勤務計画書の記載の内容に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
- 別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第2条、第5条関係）

育児休業承認請求書

年 月 日提出

(任命権者) 殿	請 求 者	所 属				
		職務名	職員コード			
		氏 名				
育児休業の承認 次のとおり 育児休業の期間の延長 を請求します。						
1 請求に係る子	氏 名					
	続 柄 等					
	生 年 月 日	年	月	日		
2 請求内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入） ----- -----					
3 請求期間	年	月	日から	年	月	日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
	年	月	日から	年	月	日まで
5 配偶者	氏 名					
	育児休業の期間	年	月	日から	年	月
6 備 考						

(育児休業承認請求書の裏面)

記入上の注意

- 1 請求(条例第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
- 2 「2 請求内容」欄の「1 歳 6 か月までの子の育児休業」とは、条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2 歳までの子の育児休業」とは、条例第 2 条の 4 の規定に該当してする育児休業をいう(5 において同じ。)
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以降の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の提示は、出生後速やかに行うこと。
- 4 条例第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属、職務名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が 1 歳 2 か月までの子の育児休業(条例第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1 歳 6 か月までの子の育児休業又は 2 歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に 3 歳に満たない子を養育する場合には当該子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口にはレ印を記入すること。

別記第 2 号様式を削る。

別記第 3 号様式を別記第 2 号様式とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第3号様式（第10条関係）

育児短時間勤務計画書

(任命権者)		提出年月日	年	月	日
殿		所 属			
		職 務 名			
		氏 名			
<p>江東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月江東区条例第25号）の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>					
1 請求に係る子					
氏 名		生年月日	年	月	日生
2 請求者の計画					
請 求 期 間		年 月 日から	年 月 日まで		
再度の請求予定期間		年 月 日から	年 月 日まで		
3 備 考					

- (注) ① 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更が生じた場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。
- ② 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- ③ 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ④ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月20日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第72号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月江東区規則第32号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第2項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布す

る。

令和 4 年 9 月 20 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 3 号

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休
暇等に関する規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 3 第 2 項中「後 8 週間」を「以後 1
年」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布
する。

令和 4 年 9 月 20 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 4 号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁
償に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江東区規則第
4 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 6 号中「法律第 110 号」の
次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第 23 条第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児
休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の会
計年度任用職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が
子の出生の日から江東区職員の育児休業等
に関する条例（平成 4 年 3 月江東区条例第
25 号）第 3 条の 2 に規定する期間内にある
育児休業であって、当該育児休業の承認
に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、
それぞれの期間を合算した期間）が 1 月以
下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が
子の出生の日から江東区職員の育児休業等
に関する条例第 3 条の 2 に規定する期間内
にある育児休業以外の育児休業であって、
当該育児休業の承認に係る期間（当該期間
が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合
算した期間）が 1 月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正
する規則を公布する。

令和 4 年 9 月 20 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 5 号

江東区職員の期末手当に関する規則の一部
を改正する規則

江東区職員の期末手当に関する規則（昭和 50
年 3 月江東区規則第 27 号）の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児
休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職
員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が
子の出生の日から江東区職員の育児休業等
に関する条例（平成 4 年 3 月江東区条例第
25 号）第 3 条の 2 に規定する期間内にある
育児休業であって、当該育児休業の承認
に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、
それぞれの期間を合算した期間）が 1 月以
下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が
子の出生の日から江東区職員の育児休業等
に関する条例第 3 条の 2 に規定する期間内
にある育児休業以外の育児休業であって、
当該育児休業の承認に係る期間（当該期間
が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合
算した期間）が 1 月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改
正する規則を公布する。

令和 4 年 9 月 20 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第 7 6 号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部
を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54
年 3 月江東区規則第 13 号）の一部を次のように
改正する。

第 3 条の 2 第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児
休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職
員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月江東区条例第25号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月26日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第77号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する規則で定める日を定める規則（令和2年9月江東区規則第68号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 （ 教 ）

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月20日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 眞 貝 裕利子

◎江東区教育委員会規則第5号

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号を次のように改める。

(6) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月江東区条例第25号）第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月20日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 眞 貝 裕利子

◎江東区教育委員会規則第6号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第15

号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 6 号を次のように改める。

(6) 育児休業法第 2 条第 1 項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 25 号）第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から江東区職員の育児休業等に関する条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 月以下である育児休業
附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

◎江東区告示第 274 号

介護保険法第 78 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 9 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 2 7 0 8 0 3 8 4 2
- 2 事業所の名称及び所在地
ひばりデイサービス南行徳
千葉県市川市相之川一丁目 13 番 20 号
ガーデンテラス南行徳 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
シマダリビングパートナーズ株式会社
東京都渋谷区代々木三丁目 22 番 7 号
代表取締役 三田 武
- 4 廃止年月日
令和 4 年 8 月 31 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 275 号

下記事件につき、令和 4 年第 3 回江東区議会定例会を 9 月 14 日に招集する。

令和 4 年 9 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 令和 3 年度決算に基づく江東区健全化判断比率について
- 2 令和 3 年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 3 令和 3 年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 4 令和 3 年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 5 令和 3 年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 6 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 3 号）
- 7 令和 4 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号）
- 8 保育所の指定管理者の指定について
- 9 児童館の指定管理者の指定について
- 10 江東区障害者福祉センターの指定管理者の指定について

- 1 1 区立都市公園の指定管理者の指定について
- 1 2 水上バスステーションの指定管理者の指定について
- 1 3 自転車駐車場の指定管理者の指定について
- 1 4 福祉会館の指定管理者の指定について
- 1 5 高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 1 6 議決を得た契約の契約変更について（清水橋架替工事（その1）請負契約）
- 1 7 議決を得た契約の契約変更について（巽橋架替工事（その1）請負契約）
- 1 8 江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 1 9 江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 0 江東区職員の結核休養に関する条例の一部を改正する条例
- 2 1 江東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 2 2 公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 4 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 5 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 6 江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 7 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 8 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 9 江東区夢の島総合運動場条例の一部を改正する条例
- 3 0 江東区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 3 1 江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例
- 3 2 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 3 3 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 4 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 5 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条

例の一部を改正する条例

- 3 6 江東区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 3 7 江東区地下鉄8号線建設基金条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第278号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により次のとおり認定したので、同条第6項の規定により告示する。
 なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和4年9月8日

江東区長 山崎孝明
 記

認定年月日及び認定番号	敷地の地名地番	申請者住所氏名	備考
令和4年9月8日第10号	東京都江東区南砂三丁目1番11の11部、114、115、1166	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都知事 小池百合子	

◎江東区告示第282号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年9月12日

江東区長 山崎孝明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第283号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により下記の認定を取消したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年9月12日

江東区長 山崎孝明

記

認定年月日及び認定番号	敷地の地名地番	申請者住所氏名	備考
平成 23 年 9 月 12 日 第 4 5 号	東京都江東区南砂五丁目 3 30 番 2 ほか (従前：南砂五丁目 5 1 0 番 1 他)	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都知事 石原 慎太郎	

◎江東区告示第 284 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 8 条第 2 項の規定により次のとおり認定したので、同条第 8 項の規定により告示する。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 4 年 9 月 12 日

江東区長 山崎 孝明

記

認定年月日及び認定番号	敷地の地名地番	申請者住所氏名	備考
令和 4 年 9 月 9 日 第 5 2 号	東京都江東区南砂五丁目 3 30 番 2 ほか	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都知事 小池 百合子	

◎江東区告示第 286 号

都市計画の案について

東京都市計画道路の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 9 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

記

都市計画の種類	東京都市計画道路幹線街路放射第 14 号線	
都市計画を定める土地の区域	削除する部分	江東区亀戸三丁目及び亀戸八丁目各地下
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎 1	

	2 階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）
縦覧期間	公告日から 2 週間
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

◎江東区告示第 287 号

都市計画の案について

東京都市計画道路の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 9 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

記

都市計画の種類	東京都市計画道路幹線街路放射第 16 号線	
都市計画を定める土地の区域	削除する部分	江東区東陽三丁目地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎 1 2 階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎 5 階）	
縦覧期間	公告日から 2 週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第 288 号

都市計画の案について

東京都市計画道路の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 9 月 21 日

江東区長 山崎 孝明

記

都市計画の種類	東京都市計画道路幹線街路放射第 31 号線及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 110 号線	
都市計画を定める土地の区域	削除する部分	江東区森下一丁目及び森下二丁目、清澄三丁目、平野一丁目及び深川二丁目各地下
	変更する	江東区森下一丁目、森

	部分	下二丁目、高橋、常盤二丁目、白河一丁目、清澄三丁目、三好一丁目、平野一丁目、深川一丁目、深川二丁目、門前仲町一丁目、門前仲町二丁目、牡丹一丁目、越中島一丁目、越中島二丁目、古石場一丁目、墨田区東駒形一丁目、本所一丁目、石原一丁目、横網一丁目、横網二丁目、亀沢一丁目、緑一丁目、両国四丁目、立川一丁目、千歳三丁目、中央区佃二丁目、佃三丁目、月島一丁目、月島二丁目、月島三丁目、月島四丁目、勝どき一丁目及び勝どき二丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	
縦覧期間	公告日から2週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

高層住居専用地域	削除する部分	北区桐ヶ丘一丁目及び赤羽台三丁目各地内
第二種中高層住居専用地域	削除する部分	北区桐ヶ丘一丁目地内
第一種住居地域	削除する部分	目黒区下目黒一丁目地内
第二種住居地域	追加する部分	目黒区下目黒一丁目、北区桐ヶ丘一丁目及び赤羽台三丁目各地内
近隣商業地域	追加する部分	江東区亀戸三丁目地内
商業地域	削除する部分	江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
	変更する部分	江東区亀戸三丁目地内
準工業地域	追加する部分	江東区平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
縦覧場所	東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎12階北側）及び江東区役所都市整備部都市計画課（庁舎5階）	
縦覧期間	公告日から2週間	
意見書の提出先	新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課	

◎江東区告示第289号

都市計画の案について

東京都都市計画用途地域の変更について、東京都知事から関係図書の写しの縦覧依頼があったので、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、東京都に対して意見書を提出することができる。

令和4年9月21日

江東区長 山崎孝明
記

都市計画の種類	東京都都市計画用途地域		
都市計画を定める土地の区域	第一種低層住居専用地域	削除する部分	中野区上高田四丁目地内
	第一種中	追加する	中野区上高田四丁目地内

◎江東区告示第290号

都市計画の案について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、東京都都市計画特別工業地区にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和4年9月21日

江東区長 山崎孝明
記

都市計画の種類	東京都都市計画特別工業地区
---------	---------------

都市計画を定める土地の区域	第二種特別工業地区	追加する部分	亀戸三丁目地内
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		
縦覧期間	公告日から 2 週間		
意見書の提出先	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課		

◎江東区告示第 2 9 1 号

都市計画の案について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、東京都市計画高度地区にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 9 月 2 1 日

江東区長 山崎 孝明
記

都市計画の種類	東京都市計画高度地区		
都市計画を定める土地の区域	第三種高度地区	追加する部分	平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		
縦覧期間	公告日から 2 週間		
意見書の提出先	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課		

◎江東区告示第 2 9 2 号

都市計画の案について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、東京都市計画防火地域及び準防火地域にかかる都市計画の案を下記のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中、本区に対して意見書を提出することができる。

令和 4 年 9 月 2 1 日

江東区長 山崎 孝明
記

都市計画の種類	東京都市計画防火地域及び準防火地域		
都市計画を定める土地の区域	防火地域	削除する部分	平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内

	準防火地域	追加する部分	平野一丁目、深川二丁目及び亀戸三丁目各地内
縦覧場所	江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)		
縦覧期間	公告日から 2 週間		
意見書の提出先	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課		

◎江東区告示第 2 9 3 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 4 年 9 月 2 2 日

江東区長 山崎 孝明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 2 9 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 5 第 4 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 3 2 第 2 項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、下記のとおり公示する。

令和 4 年 9 月 2 8 日

江東区長 山崎 孝明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社仁済
東京都品川区大井 1 - 4 9 - 1 2
- 2 事業所の名称及び所在地
江東ヘルパーステーション
江東区南砂 2 - 3 7 - 1 0 - 4 0 8
- 3 廃止年月日
令和 4 年 8 月 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第 2 9 7 号

江東区道路占用規則（昭和52年9月江東区規則第45号）第17条の規定に基づき定めた、道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表及び道路掘さく復旧費徴収単価表（令和3年9月江東区告示第256号）の全部を別紙のとおり改正し、令和4年10月1日から施行する。ただし、同日前に掘さく復旧面積又は掘さく復旧延長を確認したもののについては、なお従前の例による。

令和4年9月30日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙〕

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 …… 昼間単価
下段 …… 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
車道	1	車道舗装 2 0 型	1,490	1,110	500	
			1,970	1,460	560	
"	2	車道舗装 2 5 型	2,810	2,100	740	
			3,820	2,830	830	
"	3	車道舗装 4 0 型	3,630	2,700	1,010	
			4,910	3,640	1,150	
"	4	車道舗装 5 5 型	4,540	3,380	1,400	
			6,080	4,500	1,600	
"	5	車道舗装 6 0 型	5,230	3,900	1,630	
			6,920	5,130	1,800	
"	6	車道舗装 7 0 型	6,310	4,700	2,030	
			8,280	6,140	2,220	
"	7	車道舗装 8 5 型	7,270	5,410	2,400	
			9,580	7,100	2,680	
"	8	車道舗装 6 0 型 (改質Ⅱ)	5,300	3,940	1,680	
			6,980	5,180	1,850	
"	9	車道舗装 7 0 型 (改質Ⅱ)	6,350	4,730	2,060	
			8,320	6,170	2,250	
"	10	車道舗装 8 5 型 (改質Ⅱ)	7,310	5,440	2,430	
			9,620	7,130	2,710	
"	11	車道舗装 6 0 型 (低騒音)	5,440	4,050	1,780	
			7,130	5,290	1,950	
"	12	車道舗装 7 0 型 (低騒音)	6,490	4,830	2,160	
			8,470	6,280	2,350	
"	13	アスコ 5 型	440	330	170	
			560	420	180	
"	14	アスコ 1 0 型	2,010	1,500	480	
			2,740	2,030	530	
"	15	アスコ 1 5 型	2,330	1,740	670	
			3,100	2,300	720	
"	16	アスコ 2 0 型	2,950	2,190	870	
			3,900	2,890	940	
"	17	アスコ 2 5 型	3,380	2,520	1,050	
			4,440	3,290	1,120	
"	18	アスコ 3 5 型	4,460	3,320	1,450	
			5,800	4,300	1,540	
"	19	アスコ 2 5 型 (改質Ⅱ)	3,450	2,570	1,090	
			4,500	3,330	1,170	
"	20	アスコ 3 5 型 (改質Ⅱ)	4,500	3,350	1,470	
			5,840	4,330	1,560	
"	21	アスコ 2 5 型 (低騒音)	3,590	2,670	1,190	
			4,650	3,440	1,270	
"	22	アスコ 3 5 型 (低騒音)	4,640	3,460	1,570	
			5,980	4,440	1,670	
"	23	路盤工 3 0 型	1,640	1,220	540	
			2,210	1,640	640	
"	24	路盤工 3 5 型	1,870	1,390	600	
			2,510	1,860	700	
"	25	路盤工 4 0 型	2,230	1,660	750	
			3,000	2,230	900	
"	26	碎石舗装	160	120	110	
			210	160	150	
"	27	車道路盤先行仮舗装	4,290	3,190	1,290	
			5,810	4,310	1,520	
歩道	28	歩道舗装 1 0 型 (非透水)	950	710	B、C 共通	
			1,270	940		
"	29	歩道舗装 1 9 型 (透水)	1,530	1,140	"	
			2,050	1,520		
"	30	アスコ 3 型 (非透水)	370	270	"	
			480	350		

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 昼間単価
下段 夜間単価

歩車道別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
歩道	3 1	アスコン4型(透水)	390	290		B. C 共通
			510	380		
"	3 2	コンクリート平板舗装	1,960	1,460		"
			2,450	1,820		
"	3 3	インターロッキング舗装(非透水)	1,840	1,310		"
			2,310	1,640		
"	3 4	インターロッキング舗装(透水)	2,290	1,640		"
			2,880	2,070		
"	3 5	乗入れ舗装30型(セメコン)	2,940	2,190		"
			4,250	3,150		
"	3 6	乗入れ舗装40型(セメコン)	3,580	2,670		"
			5,170	3,830		
"	3 7	セメコン15型(乗入れ)	780	580		"
			1,250	930		
"	3 8	セメコン20型(乗入れ)	960	710		"
			1,560	1,150		
"	3 9	乗入れ舗装35型(アスコン)	3,000	2,240		"
			4,080	3,030		
"	4 0	乗入れ舗装50型(アスコン)	4,310	3,210		"
			5,750	4,260		
"	4 1	アスコン5型(乗入れ)	450	330		"
			560	410		
"	4 2	アスコン15型(乗入れ)	1,080	810		"
			1,320	980		
"	4 3	乗入れ舗装30型 (インターロッキング)	3,150	2,280		"
			4,130	2,990		
"	4 4	乗入れ舗装35型 (インターロッキング)	3,380	2,450		"
			4,430	3,210		
"	4 5	歩道路盤先行仮舗装	1,540	1,150		"
			2,060	1,530		
その他	4 6	街きよ	4,630	3,450	2,770	
			5,770	4,280	3,300	
"	4 7	L形・U形側溝	2,810	2,090		B. C 共通
			3,870	2,870		
"	4 8	歩道止石	1,810	1,350		"
			2,560	1,900		
"	4 9	境 石	1,250	930		"
			1,780	1,320		
"	5 0	植樹帯縁石	1,350	1,010		"
			1,870	1,390		
"	5 1	中央帯縁石	2,860	2,130	1,740	
			4,060	3,010	2,440	
"	5 2	区画線	50	40		B. C 共通
			70	50		

道路掘さく復旧費徴収単価表

上段 …… 昼間単価
下段 …… 夜間単価

歩車道別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
車道	1	車道舗装 2 0 型	29,749	22,156	9,938	
			39,338	29,149	11,236	
"	2	車道舗装 2 5 型	56,291	41,913	14,825	
			76,320	56,564	16,691	
"	3	車道舗装 4 0 型	72,589	54,044	20,149	
			98,280	72,840	23,007	
"	4	車道舗装 5 5 型	90,796	67,604	28,069	
			121,505	90,044	31,964	
"	5	車道舗装 6 0 型	104,673	77,956	32,651	
			138,393	102,578	36,033	
"	6	車道舗装 7 0 型	126,240	94,004	40,636	
			165,611	122,749	44,367	
"	7	車道舗装 8 5 型	145,396	108,262	48,011	
			191,553	141,971	53,553	
"	8	車道舗装 6 0 型 (改質Ⅱ)	105,949	78,884	33,556	
			139,658	103,516	36,938	
"	9	車道舗装 7 0 型 (改質Ⅱ)	127,025	94,582	41,182	
			166,396	123,316	44,913	
"	10	車道舗装 8 5 型 (改質Ⅱ)	146,160	108,840	48,567	
			192,338	142,538	54,109	
"	11	車道舗装 6 0 型 (低騒音)	108,742	80,978	35,531	
			142,636	105,709	38,989	
"	12	車道舗装 7 0 型 (低騒音)	129,818	96,676	43,167	
			169,353	125,520	46,964	
"	13	アスコン 5 型	8,858	6,600	3,436	
			11,280	8,356	3,676	
"	14	アスコン 1 0 型	40,200	29,924	9,633	
			54,720	40,549	10,625	
"	15	アスコン 1 5 型	46,625	34,713	13,342	
			62,007	45,949	14,422	
"	16	アスコン 2 0 型	58,931	43,887	17,433	
			78,011	57,818	18,818	
"	17	アスコン 2 5 型	67,691	50,411	20,967	
			88,724	65,760	22,418	
"	18	アスコン 3 5 型	89,258	66,469	28,942	
			115,942	85,931	30,742	
"	19	アスコン 2 5 型 (改質Ⅱ)	68,956	51,349	21,873	
			89,989	66,698	23,313	
"	20	アスコン 3 5 型 (改質Ⅱ)	90,033	67,047	29,498	
			116,727	86,509	31,298	
"	21	アスコン 2 5 型 (低騒音)	71,760	53,433	23,847	
			92,956	68,891	25,364	
"	22	アスコン 3 5 型 (低騒音)	92,836	69,131	31,473	
			119,684	88,702	33,349	
"	23	路盤工 3 0 型	32,836	24,447	10,822	
			44,160	32,727	12,818	
"	24	路盤工 3 5 型	37,429	27,873	12,000	
			50,269	37,265	14,051	
"	25	路盤工 4 0 型	44,629	33,229	15,044	
			60,098	44,542	17,967	
"	26	碎石舗装	3,120	2,324	2,247	
			4,244	3,142	3,065	
"	27	車道路盤先行仮舗装	85,713	63,829	25,844	
			116,204	86,127	30,382	
歩道	28	歩道舗装 1 0 型 (非透水)	19,025	14,160	B. C 共通	
			25,364	18,807		
"	29	歩道舗装 1 9 型 (透水)	30,600	22,789	"	
			41,051	30,425		
"	30	アスコン 3 型 (非透水)	7,331	5,465	"	
			9,524	7,058		

道路掘さく復旧費徴収単価表

上段 : : : : : 昼間単価
下段 : : : : : 夜間単価

歩車道別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘 要
			A	B	C	
歩道	3 1	アスコン4型(透水)	7,876	5,858		B. C 共通
			10,276	7,604		
"	3 2	コンクリート平板舗装	39,196	29,182		"
			49,058	36,360		
"	3 3	インターロッキング舗装(非透水)	36,884	26,258		"
			46,145	32,804		
"	3 4	インターロッキング舗装(透水)	45,807	32,891		"
			57,611	41,313		
"	3 5	乗入れ舗装30型(セメコン)	58,789	43,778		"
			85,036	63,022		
"	3 6	乗入れ舗装40型(セメコン)	71,585	53,302		"
			103,342	76,582		
"	3 7	セメコン15型(乗入れ)	15,556	11,585		"
			25,091	18,600		
"	3 8	セメコン20型(乗入れ)	19,156	14,269		"
			31,145	23,073		
"	3 9	乗入れ舗装35型(アスコン)	60,098	44,749		"
			81,644	60,513		
"	4 0	乗入れ舗装50型(アスコン)	86,269	64,233		"
			114,993	85,222		
"	4 1	アスコン5型(乗入れ)	8,989	6,698		"
			11,182	8,291		
"	4 2	アスコン15型(乗入れ)	21,622	16,102		"
			26,422	19,582		
"	4 3	乗入れ舗装30型 (インターロッキング)	62,967	45,600		"
			82,560	59,716		
"	4 4	乗入れ舗装35型 (インターロッキング)	67,571	49,036		"
			88,680	64,244		
"	4 5	歩道路盤先行仮舗装	30,873	22,996		"
			41,225	30,556		
その他	4 6	街きよ	92,520	68,902	55,342	
			115,440	85,560	65,956	
"	4 7	L形・U形側溝	56,127	41,793		B. C 共通
			77,313	57,305		
"	4 8	歩道止石	36,284	27,022		"
			51,153	37,920		
"	4 9	境 石	25,080	18,676		"
			35,629	26,400		
"	5 0	植樹帯縁石	27,033	20,127		"
			37,407	27,720		
"	5 1	中央帯縁石	57,142	42,556	34,767	
			81,251	60,218	48,709	
"	5 2	区画線	1,036	764		B. C 共通
			1,320	971		

備考(1) 利用にあたっての注意事項

- 1 掘削復旧工事にあたっては道路占用工事要綱によることとし、道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びK d 部分とする。
- 2 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長にそれぞれ本表の単価を乗じて得た額とする。なお、施工数量の端数処理は、幅 (小数点第 2 位) × 延長 (小数点第 1 位) = 面積を小数点第 2 位まで表示 (小数位以下 3 位は四捨五入) とする。
- 3 徴収単価の適用区分は、工種毎に定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い次に定めるところによる。
なお、街きよ用集水ます、L 形側溝用集水ます、U 形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石 (端部) の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L 形側溝、U 形側溝及び歩道縁石 (直線部) の掘削復旧延長による。
A : 掘削復旧面積が 20 平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が 20 メートルまでのもの
B : 掘削復旧面積が 20 平方メートルを超え 500 平方メートルまでのもの
又は掘削復旧延長が 20 メートルを超え 500 メートルまでのもの
C : 掘削復旧面積が 500 平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が 500 メートルを超えるもの
- 4 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種の掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。
- 5 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の 1/2 とする。
- 6 この徴収単価表によることが困難なものについては、別途算出した単価による。
- 7 道路掘削復旧工事監督事務費の徴収単価は、道路掘削復旧工事費の 6 パーセント相当額 (10 円未満四捨五入) をもって算出したものである。

(2) 道路掘削復旧費の算出について

- 1 道路管理者が受託復旧を行う際の道路掘削復旧費については、別途算出することとする。
- 2 道路掘削復旧費は、別途算出した工事費に消費税及び地方消費税を加算し、これに監督事務費として工事費の 10 パーセント相当額 (10 円未満四捨五入) を加えた額 (1 円未満は切り捨て) とする。
道路掘削復旧費 = 工事費 × (1 + 消費税及び地方消費税の税率) + 監督事務費

※工事費とは東京都建設局発行の道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価内訳表に示されている工事費単価を指す。

◎江東区告示第298号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、令和4年度インフルエンザ予防接種について下記のとおり公告する。

令和4年9月30日

江東区長 山崎孝明
記

- 1 定期予防接種の種類
インフルエンザ（B類疾病）
- 2 接種対象者及び負担費用
 - (1) 江東区内に居住する者で、下表の接種対象者の欄に掲げるもの

接種対象者	自己負担額
ア 昭和33年1月1日以前生まれであり、かつ、予防接種日当日65歳以上である者	2,500 円 (※)
イ 区が必要と認める以下に掲げる事項に該当する昭和32年10月2日から昭和38年1月1日生まれの者であり、かつ、予防接種日当日60歳以上である者 心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウィルス（HIV）疾患のある障害者手帳1級相当の者	
ウ 上記に該当し、かつ、生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者	免除
エ 令和4年12月31日現在75歳以上である者	

※ 但し、東京都新型コロナウイルス感染症流行下における高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助事業における補助金と相殺し、接種者からの費用徴収は行わない（単年度特例措置）。

- (2) 他区（江東区を除く22区）に居住する者で、(1)の表に該当するもの（負担額については他区の規定に準じる。）
- 3 実施の時期
令和4年10月1日から令和5年1月31日まで
- 4 場所
別表に掲げる実施医療機関（江東区長の要請に応じて個別接種に協力する旨を承諾した医師に係る医療機関）
- 5 実施方法

公益社団法人江東区医師会に委託して、個別接種を実施する。

- 6 接種不相当者及び接種要注意者
 - (1) 予防接種を受けることができない者（接種不相当者）
 - ア 明らかに発熱のある者
 - イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかかな者
 - ウ インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応を起こしたことがある者
 - エ その他、医師が不相当な状態と判断した場合
 - (2) 接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者）
 - ア 心臓病、腎臓（じんぞう）病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている者
 - イ 前にインフルエンザの予防接種を受けたとき、2日以内に発熱、発疹（ほっしん）、じんましんなどアレルギーを思わす異常が見られた者
 - ウ 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - エ 今までに中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者
 - オ インフルエンザ予防接種の成分又は鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対して、アレルギーがあるといわれたことがある者

別紙 インフルエンザ予防接種医療機関

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
1	ふるたに医院	古谷 雅秀	清澄3丁目4番11号 サイネックスビル2F
2	清澄内科	田中 円	清澄3丁目6番9号
3	清澄ケアクリニック	刀禰 智之	清澄3丁目10番16号
4	キヨス医院	又井 一雄	常盤2丁目11番11号
5	望月内科クリニック	望月 俊男	高橋13番2号 ヴィラロイヤル森下1F
6	なかむら整形外科	中村 浩	高橋14番3号 盛市ビル4F
7	篠宮クリニック	大関 泰磨	森下1丁目5番10号
8	森下駅前クリニック	篠塚 成順	森下1丁目16番7号 太田ビル1F
9	あおばクリニック	星本 相浩	森下2丁目20番12号 フォーレドサンテ2F
10	渡辺こどもクリニック	渡邊 修一郎	森下2丁目20番12号 フォーレドサンテ2F
11	もりした耳鼻咽喉科	村田 忠行	森下2丁目28番3号 森下TMマンション1F
12	浅川クリニック	浅川 雅晴	森下3丁目20番6号
13	野木村医院	野木村 一郎	森下4丁目9番12号
14	中沢内科	中澤 真人	森下4丁目11番5号 東和第2ビル2F
15	平和記念医院	劉 瑞芹	平野2丁目11番5号 2F
16	ウェルネス木場公園クリニック	土屋 雅彰	平野3丁目2番13号
17	同友会 深川クリニック	高谷 純司	三好2丁目15番10号
18	東龍堂 鈴木医院	鈴木 正徳	三好3丁目8番4号
19	扇橋診療所	吉田 孝太郎	三好4丁目7番10-102号
20	しらかわ耳鼻咽喉科クリニック	姫野 千恵美	白河3丁目4番3-202号
21	清澄白河ファミリークリニック	松村 雅幸	白河3丁目4番3-205号
22	魚住総合クリニック	今泉 知里	永代2丁目34番10号
23	永代クリニック	金 民日	永代2丁目37番22号
24	たけし在宅クリニック	片桐 崇文	福住1丁目17番8号 東亜門前仲町ビル5F
25	ひろた医院	廣田 有俊	深川1丁目5番3号 2F
26	深川耳鼻咽喉科	獅山 富美子	深川1丁目5番8号 深川ユニハイツ2F
27	深川安江クリニック	日比野 正憲	深川2丁目14番11号
28	門前仲町内科クリニック	神野 彰	門前仲町1丁目6番11号 3F
29	門前仲町駅前あおき整形外科	青木 真哉	門前仲町1丁目6番12号 門前仲町MAビル2F
30	より子マタニティ&レディース門前仲町	松本 順子	門前仲町1丁目13番13号
31	門前耳鼻咽喉科	周 明仁	門前仲町1丁目20番3号 3F
32	野崎クリニック	野崎 英樹	門前仲町2丁目11番8号
33	江東ありま内視鏡クリニック 門前仲町院	有馬 秀英	富岡1丁目4番10号 リバーハイツ門前仲町2F

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
34	船山内科	船山 秀昭	富岡1丁目13番14号 リブリ・ヴィラクリヤマ II 1F
35	金櫻堂医院	塩入 公保	富岡1丁目22番28号
36	もんなか泌尿器科	五十嵐 敦	富岡1丁目25番5号 3F
37	とみおか医院	野元 成郎	富岡1丁目26番20号 2F
38	M'sクリニックもんなか	森多 克行	富岡2丁目2番6号 プロスペアー門前仲町202
39	大井医院	大井 明	古石場1丁目13番19号
40	吉田まゆみ内科	吉田 眞弓	古石場2丁目14番1号 ウェルタワー深川204
41	もんなか整形外科	佐藤 芳貞	越中島2丁目14番10号
42	みやさか内科医院	宮坂 隆	塩浜1丁目4番3号
43	ゆき耳鼻咽喉科クリニック	吉野 由紀子	塩浜2丁目5番23-104号
44	鈴木病院	鈴木 宏彰	塩浜2丁目7番3号
45	橘クリニック	二宮 彰治	枝川1丁目6番20号
46	鈴木リハビリテーション病院	鈴木 宏一	枝川3丁目8番13号 ※入院中の方のみ
47	タムスファミリークリニック 豊洲	吉野 正晃	豊洲2丁目2番1号 アーバンドッグららぽーと豊洲3 4F
48	けいこ豊洲こどもクリニック	塚田 佳子	豊洲2丁目5番3号 パークシティ豊洲コートC棟1F
49	豊洲寺沢クリニック	寺沢 公仁子	豊洲2丁目5番3号 パークシティ豊洲コートC棟1F
50	大久保クリニック	大久保 雄平	豊洲2丁目5番3号 パークシティ豊洲コートC棟1F
51	神津クリニック	神津 隆弘	豊洲3丁目2番3号 豊洲キュービックガーデン1F
52	クリニック t o y o s u	田澤 正之	豊洲3丁目2番20号 豊洲フロント113
53	大手町さくらクリニック in 豊洲	西山 寿子	豊洲3丁目2番20号 豊洲フロント2F
54	とよす内科クリニック	金澤 信彦	豊洲4丁目2番2号 豊南堂ビル2F
55	豊洲医院	稲田 香里	豊洲4丁目7番1号
56	江東豊洲はるそらクリニック	土屋 裕	豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京1F
57	澤井クリニック	澤井 まゆみ	豊洲5丁目2番10号 沢真ビル3F
58	石原クリニック	石原 卓	豊洲5丁目5番1-108号 シエルコート1F
59	昭和大学豊洲クリニック	新井 一成	豊洲5丁目5番1号 豊洲シエルタワー3F
60	有明こどもクリニック豊洲院	村上 典子	豊洲5丁目5番25号 昭和大学豊洲寮1F
61	豊洲ベイサイド内科外科	共田 光裕	豊洲5丁目6番29号 パークホームズ豊洲ザレジデンス1F
62	東雲クリニック	亀谷 陽	東雲1丁目8番17号
63	イトカワ整形外科	糸川 博士	東雲1丁目9番10号 イオン東雲ショッピングセンター2F

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
64	しののめ内科クリニック	本川 克彦	東雲1丁目9番10号 イオン東雲ショッピングセンター2F
65	しののめ耳鼻科クリニック	清田 拓子	東雲1丁目9番16号 1F
66	かしわざきクリニック	柏木 明	東雲1丁目9番21号 東雲キャナルコートCODAN6街区102
67	たかすな内科胃腸内科クリニック	高砂 憲一	東雲1丁目9番22号 東雲キャナルコート内
68	きりんウイメンズクリニック 東雲	本山 妙子	東雲2丁目1番21号
69	有明みんなクリニック有明ガーデン院	中村 多一郎	有明2丁目1番7号 有明ガーデン1F
70	ベビースマイルレディースクリニック有明	吉川 裕之	有明2丁目1番8号 有明ガーデン4F
71	東京有明医療大学附属クリニック	林 洋	有明2丁目9番1号
72	東京ファッションタウンビルクリニック	最上 聡	有明3丁目6番11号 TFFビル東館3F
73	辰巳中央診療所	鳴海 章人	辰巳1丁目9番49-102号
74	オビ内科クリニック	小尾 直美	潮見2丁目1番10号
75	潮見駅前内科クリニック	清水 貴徳	潮見2丁目7番1号 1F
76	フジテレビ湾岸スタジオビル診療所	熊谷 和浩	青海2丁目3番23号 1F
77	青木医院	青木 久恭	千石2丁目8番10号
78	千石はやし内科クリニック	林 栄一	千石2丁目10番6号
79	東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	岡田 和也	千石2丁目10番6号 1F
80	正井診療所	正井 博文	海辺12番11号
81	竹内小児科医院	竹内 透	扇橋2丁目1番3号 ET21ビル2F
82	深川立川病院	立川 裕理	扇橋2丁目2番3号
83	小林内科クリニック	小林 健嗣	扇橋2丁目17番5号
84	城東クリニック	軽部 裕也	扇橋3丁目5番7号 リバーサイド奥村1F
85	さるえこどもクリニック	渡邊 弘恵	猿江1丁目18番18号
86	福井クリニック	福井 光文	猿江2丁目6番11号
87	うえまつ整形外科クリニック	植松 義直	猿江2丁目16番5号 住吉メディカルモール2F
88	住吉内科消化器内科クリニック	倉持 章	猿江2丁目16番5号 住吉メディカルモール3F
89	石橋耳鼻咽喉科クリニック	石橋 敏夫	猿江2丁目16番5号 住吉メディカルモール4F
90	あそか病院	松川 正明	住吉1丁目18番1号
91	ツインタワーすみとしクリニック	石田 理華子	住吉1丁目19番1号 ツインタワーすみとし住吉館204

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
92	よしだ内科クリニック	吉田 肇	住吉2丁目5番17号 フジハイツ1F
93	すみよし婦人科クリニック	尻高 史啓	住吉2丁目7番6号
94	本田医院	本田 肇	住吉2丁目11番1号
95	深川ギャザリアクリニック	横山 貴之	木場1丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟3F
96	鈴木クリニック	鈴木 茂	木場2丁目19番2号 H・R・Hビル3F
97	東峯ラウンジクリニック	松峯 美貴	木場5丁目3番7号 1F
98	藤川クリニック	藤川 克之	木場5丁目3番7号 東寿会ビル6F
99	東峯婦人科クリニック	松峯 寿美	木場5丁目3番10号
100	木場病院	大井田 基	木場5丁目8番7号
101	大江戸江東クリニック	岡田 章佑	木場6丁目4番16-201号 ※かかりつけの方とその家族のみ
102	浅川医院	浅川 洋	木場6丁目9番8号
103	とのうち耳鼻科クリニック	殿内 一弘	東陽2丁目3番1号 イトーピア東陽町マンション2F
104	タウンセンタークリニック	赤塚 智香	東陽2丁目3番16-116号
105	クリニック東陽町	新井 豪佑	東陽2丁目4番26号 飯田ビル2F
106	みつはたペインクリニック	光畑 裕正	東陽2丁目4番26号 飯田ビル3F
107	こどもクリニックさとう	佐藤 保子	東陽2丁目4番29号 2F
108	服部医院	服部 浩	東陽3丁目1番7号
109	第二服部医院	宮内 隆政	東陽3丁目5番5号
110	木場小児科	長井 誠	東陽3丁目5番5号 ラウクティビルディング4F
111	永田医院	永田 拓也	東陽3丁目18番4号
112	大陽ビルクリニック	中木 基江	東陽3丁目23番6号 大陽ビル102
113	東陽町駅前クリニック	佐々木 隼人	東陽3丁目27番17号 長谷川ビル3F
114	までのこうじクリニック	萬里小路 直樹	東陽3丁目27番32号 玉河ビル2F
115	東陽パークサイドクリニック	長田 成彦	東陽3丁目27番32号 玉河ビル4F
116	杉本整形外科クリニック	杉本 宗彦	東陽3丁目27番32号 玉河ビル6F
117	さくらハートクリニック	本郷 真紀子	東陽4丁目5番15号 東陽町サンキビル3F
118	みつ葉クリニック	高山 明美	東陽4丁目6番1号 三共商会ビル6F
119	ひまわり眼科いちかわ医院	市側 稔博	東陽4丁目6番17号 TSビル3F
120	東陽整形外科クリニック	張簡 俊添	東陽4丁目8番22号 TSKビル2F
121	森崎医院	佐々木 佑	東陽4丁目10番2号 AYG1F
122	東陽町はぐくみファミリークリニック	千葉 幸英	東陽4丁目10番8号 杉船ビル6F
123	石川クリニック	石川 隆章	東陽5丁目25番14号
124	東京イースト21クリニック	岡 史篤	東陽6丁目3番2号 イーストタワー21 2F

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
125	亀戸大島クリニック	飯島 治	亀戸1丁目13番12-703号
126	五ノ橋クリニック	山口 真一	亀戸1丁目28番8号
127	清湘会記念病院	氏家 一知	亀戸2丁目17番24号
128	豊村医院 耳鼻咽喉科	豊村 文将	亀戸2丁目28番16号
129	かめいど腎臓内科クリニック	井太家 美晶	亀戸2丁目25番14号 立花アネックスビル3F
130	亀戸内科クリニック	荒木 正	亀戸2丁目26番8号 風月堂ビル1F
131	亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック	丸岡 大介	亀戸2丁目36番12号 エスプリ亀戸4F
132	友仁病院	菅野 勉	亀戸2丁目41番1号
133	亀戸キッズクリニック	杉本 佳乃	亀戸2丁目42番5号 亀戸クリニックファーム2F
134	山口整形外科	山口 潔	亀戸2丁目42番5号 亀戸クリニックファーム3F
135	亀戸島山クリニック	島山 卓弥	亀戸2丁目42番5号 亀戸クリニックファーム4F
136	吉村内科	野間 健司	亀戸2丁目42番7号
137	わらび内科・ペインクリニック	蕨 謙吾	亀戸3丁目2番13号
138	アクアメディカルクリニック	寺田 武史	亀戸3丁目14番4号
139	天神通りクリニック	黒田 徹	亀戸3丁目46番2号 キャッスルプラザ亀戸101
140	ウエノ整形外科	植野 満	亀戸3丁目50番3号
141	河野外科	河野 茂雄	亀戸4丁目17番8号
142	水神クリニック	栗津 隆一	亀戸4丁目18番4号 亀戸メディカルビル3F
143	亀戸駅前クリニック	兼松 徹	亀戸5丁目1番6号 マークス亀戸101
144	亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	吉田 松実	亀戸5丁目3番2号 2F
145	豊村医院耳鼻咽喉科音声・聴覚メディカルケア	高瀬 聡一郎	亀戸5丁目15番1号 いなきやビル3F
146	しおかぜクリニック	秋月 乃里子	亀戸6丁目2番3号 田辺ビル4F
147	クリニックコスモス	秦 東秀	亀戸6丁目2番3号 田辺ビル5F
148	五の橋こどもクリニック	大塚 正弘	亀戸6丁目14番3号 1F
149	あかちゃんとこどものクリニック カメイドクロック	山崎 幸太	亀戸6丁目31番6号 カメイドクロック4F ドクターズ スクエア
150	江東透析クリニック	鶴岡 昭久	亀戸6丁目41番10号 ActOne Tower 6、7F ※通院中の方のみ
151	日健クリニック	大野 嘉章	亀戸6丁目56番15号 第百生命ビル3F
152	亀戸水神森クリニック	金光 裕幸	亀戸6丁目57番20号 亀戸東口駅前ビル2F
153	ひらの亀戸ひまわり診療所	毛利 一平	亀戸7丁目10番1号 Zビル2F
154	豊島医院	豊島 孝道	亀戸8丁目8番8号
155	東京城東病院	中馬 敦	亀戸9丁目13番1号

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
156	わかたけクリニック	竹川 広三	亀戸9丁目34番1-136号
157	みね内科・消化器科	峯 雅文	大島1丁目1番5号 VIP大島2FD
158	水谷皮膚科クリニック	水谷 治子	大島1丁目1番5号 2F
159	エリゼこどもクリニック	山本 あつ子	大島1丁目2番2号 1F
160	スマイルクリニック西大島	館野 香織	大島1丁目29番4号
161	小野内科診療所	小野 卓哉	大島1丁目33番15号 小野ビル1F
162	江東診療所	吉澤 敬一	大島1丁目36番5号
163	五の橋タワークリニック	大塚 善久	大島2丁目33番10号 ブラウドタワー亀戸1F
164	西大島クリニック	平間 隆光	大島2丁目37番9号
165	西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック	岩渕 敏久	大島3丁目4番3号 タワーレジデンス西大島2F
166	林内科クリニック	林 国樹	大島3丁目14番14号
167	上白土医院	上白土 啓嗣	大島3丁目31番18号
168	小林クリニック	小林 功	大島4丁目1番6-105号
169	藤川内科・呼吸器内科クリニック	藤川 貴浩	大島4丁目6番21号 西大島ビューハイツ101
170	大島医院	郭 紫峰	大島4丁目8番14号
171	かおり皮膚科クリニック	廣田 香織	大島4丁目12番6号 林ビル1F
172	まつもとメディカルクリニック	松本 佐保姫	大島5丁目7番5号 ヤマキビル大島4F
173	江東病院附属在宅診療所	高橋 武彦	大島5丁目7番5号 ヤマキビル大島5F
174	稲見内科医院	稲見 晃一	大島5丁目8番1号
175	大島駅前クリニック	近藤 健司	大島5丁目10番10号 セントラルプラザ大島1F
176	大島耳鼻咽喉科アレルギー科	寺田 修久	大島5丁目10番10号 セントラルプラザ大島4F
177	いのうえ整形外科	井上 毅	大島5丁目32番5号
178	びやじま内科医院・大島駅前	北川 浩史	大島5丁目36番7号 白石ビル2F
179	小林整形外科医院	小林 千秋	大島5丁目46番4号 小林ビル2F
180	永岡クリニック	永岡 康志	大島5丁目51番10-101号
181	こどもみらい大島クリニック	齋藤 勇	大島6丁目1番4-102号
182	江東病院	梶原 一	大島6丁目8番5号
183	宮方クリニック	宮方 了	大島6丁目9番11号
184	かわの皮膚科	河野 正恒	大島6丁目30番14号
185	ビーハッピークリニック	梅田 祥克	大島7丁目1番18号 1F
186	中の橋クリニック	吉田 美加	大島7丁目7番1号
187	星医院	星 茂憲	大島7丁目36番4号
188	あかねクリニック	諸富 夏子	大島7丁目38番15号

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
189	佐竹クリニック	佐竹 健至	大島7丁目38番30号 ダイエー東大島店2F
190	もりもとリハビリ整形外科	森本 宏一	大島7丁目38番30号 ダイエー東大島店2F
191	大島小児科医院	成高 信一	大島8丁目5番2号 N&Hビル
192	三上医院	三上 豊	大島8丁目23番6号
193	よし耳鼻咽喉科	山中 弘明	大島9丁目3番16号 東大島メトロプラザ
194	笠井小児クリニック	笠井 秀明	大島9丁目5番1号 コアシティ東大島103
195	コアシティ東大島クリニック	鄭 東姫	大島9丁目5番1号 コアシティ東大島104
196	さがみ外科胃腸科クリニック	佐上 俊和	大島9丁目5番1号 コアシティ東大島106
197	岩井橋クリニック	佐久間 佳規	北砂1丁目5番20号
198	寿康会病院	猪口 雄二	北砂2丁目1番22号
199	北砂2丁目だい整形外科	荻野 大輔	北砂2丁目8番5号 ルナパレス1F
200	岡村耳鼻咽喉科医院	太田 るみ	北砂2丁目13番12号
201	荒木医院	荒木 重人	北砂2丁目14番17号
202	北砂クリニック	大高 憲二	北砂2丁目14番20号
203	協和メディカルクリニック	細野 紫麻子	北砂2丁目15番40号
204	アリオ北砂内科	八十島 唯義	北砂2丁目17番1号 アリオ北砂3F
205	砂町眼科	葛西 浩	北砂3丁目1番1号 フタミビル2F
206	亀高医院	平良 悟	北砂4丁目6番2号
207	砂町あんず皮フ科	福井 眺万	北砂4丁目6番2号
208	南塚内科医院	南塚 俊雄	北砂4丁目24番11号
209	砂町銀座はた耳鼻咽喉科	畠 将晃	北砂5丁目7番2号
210	柳沢ファミリークリニック	柳澤 明子	北砂5丁目14番3号
211	北原診療所	松元 明子	北砂5丁目16番1号
212	五味皮フ科	五味 方樹	北砂5丁目20番8号 E区画
213	たち内科小児科クリニック	館 桂一郎	北砂5丁目20番8号
214	おおぞら太陽クリニック	白石 京子	北砂6丁目1番4号
215	サワイメディカルクリニック	金田 竜真	北砂6丁目27番17号
216	正木医院	正木 忠明	北砂7丁目1番25号
217	神原医院	神原 礼文	北砂7丁目3番17号
218	恵仁クリニック	井上 仁	東砂2丁目5番7号 JMビル2F
219	赤羽根医院	赤羽根 巖	東砂2丁目11番27号
220	鎌上医院	鎌上 雅夫	東砂4丁目9番2号
221	愛和病院	池田 滋	東砂4丁目20番2号
222	田尻整形外科	田尻 健	東砂4丁目22番1号
223	みやたけクリニック	宮武 俊秀	東砂4丁目23番6号
224	葛西橋診療所	木股 伸恒	東砂5丁目3番4号

番号	実施医療機関名	医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
225	砂町診療所	鈴木 昇	東砂5丁目12番20号
226	永岡医院	永岡 喜久夫	東砂6丁目7番5号
227	わたなべ内科胃腸科	渡部 英一	東砂7丁目19番13号 ベルコモン南砂102
228	せき耳鼻咽喉科医院	関 良武	東砂7丁目19番13号 ベルコモン南砂302
229	まるやま皮膚科クリニック	丸山 隆児	東砂7丁目19番13号 ベルコモン南砂3F
230	金子クリニック	金子 晴生	東砂8丁目19番13号
231	南砂町駅前皮フ科	山下 史記	新砂3丁目1番9号
232	南砂町リウマチ科整形外科	菊地 修	新砂3丁目1番9号 1F
233	順天堂東京江東高齢者医療センター	宮嶋 雅一	新砂3丁目3番20号
234	東京都立東部療育センター	岩崎 裕治	新砂3丁目3番25号
235	南砂町駅前おおさわクリニック	大澤 俊也	新砂3丁目3番53号 アルカナル南砂2F
236	南砂町おだやかクリニック	西澤 寛人	新砂3丁目4番31号 南砂町ショッピングセンターSUNAMO4F
237	鈴木医院	鈴木 良一	南砂1丁目9番9号
238	藤崎病院	萱嶋 信介	南砂1丁目25番11号
239	南砂メディカルクリニック	大井田 基	南砂2丁目3番19号
240	おくむら医院	奥村 晴彦	南砂2丁目6番3号 サンライズ東陽2F
241	せきぐち整形外科	関口 昌和	南砂2丁目6番3号 サンライズ東陽2F
242	六地藏クリニック	小倉 弘章	南砂2丁目28番7号
243	東陽町南砂みやけ内科	三宅 弘恭	南砂2丁目32番5号 センタービレッジ南砂2F
244	おかもとこどもクリニック	岡本 静香	南砂2丁目32番5号 センタービレッジ南砂2F
245	かぶき内科	冠木 敬一郎	南砂3丁目8番10号
246	植田医院	植田 博紀	南砂4丁目7番23号
247	山之内医院	山之内 哲雄	南砂6丁目1番9号
248	トピレック山口整形外科	山口 義裕	南砂6丁目7番15号 トピレックプラザ西館3F
249	中澤医院	新保 悟朗	南砂6丁目8番14号
250	柳瀬クリニック	海老根 伊佐子	南砂7丁目1番25号 南砂公園ガーデニア206
251	城東南砂医院	竹之下 眞	南砂7丁目1番25号 南砂公園ガーデニア209
252	寿康会診療所	高橋 和彦	南砂7丁目13番5号

のとおり

◎江東区告示第299号

令和4年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和4年10月1日

江東区長 山崎 孝明

記

令和4年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙

〔別紙〕

会計年度任用職員の報酬の額一覧

職名	報酬 区分	報酬額	(内 訳)	
			報酬 (諸手当相当報酬を除く。)	地域手当に 相当する報酬
事務支援員	時間額	1,075 円	896 円	179 円
江東区オフィスサポーター	時間額	1,075 円	896 円	179 円
江東区文書事務担当職員	時間額	1,075 円	896 円	179 円
検査補助	時間額	1,075 円	896 円	179 円
江東区児童館運営補助員	時間額	1,075 円	896 円	179 円
保育補助員	時間額	1,075 円	896 円	179 円
特例・延長保育補助員 (日中)	時間額	1,075 円	896 円	179 円
用務補助員	時間額	1,076 円	897 円	179 円
給食調理補助員	時間額	1,076 円	897 円	179 円
江東区放置自転車対策作業員	時間額	1,075 円	896 円	179 円
学校用務補助職員	時間額	1,076 円	897 円	179 円
学校警備補助職員	時間額	1,076 円	897 円	179 円
区立幼稚園預かり保育補助員	時間額	1,075 円	896 円	179 円
栄養士補助 (資格無)	時間額	1,075 円	896 円	179 円
スクール・サポート・スタッフ	時間額	1,075 円	896 円	179 円
小 1 支援員	時間額	1,075 円	896 円	179 円

◎江東区告示第 304 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 (昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号) 第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規

定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定

により、当該自転車を処分する。

令和4年10月5日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第16号

下記により、令和4年第4回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和4年9月9日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和4年9月12日（月）
午前10時
- 2 場所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 3 報告事項
(1) 使用料等の5回目の特例的措置についてほか
- 4 協議事項
(1) 令和4年度江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

区 議 会

令和 4 年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

(以上 9 月 1 4 日設置及び選任)

議員辞職許可について

(1 0 月 5 日許可)

◎区議会議決事項 (令和 4 年第 3 回定例会)

9 月 1 4 日から開会した令和 4 年第 3 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案 (区長提出)

議案第 7 0 号 江東区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 1 号 江東区職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 2 号 江東区職員の結核休養に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 3 号 江東区職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 4 号 公益的法人等への江東区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 5 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 6 号 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 7 号 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 8 号 江東区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 9 号 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 0 号 江東区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(以上 9 月 2 0 日原案可決)

2 報告 (区長提出)

報告第 2 号 令和 3 年度決算に基づく江東区健全化判断比率について
(9 月 1 4 日報告)

3 議案 (議員提出)

議員提出議案第 1 5 号 江東区議会の信頼回復に努めることを誓う決議

4 その他の議決事項等

令和 3 年度決算審査特別委員会の設置及び委員の選任